

自立相談支援事業等における金銭管理が必要な者の対応のあり方に関する調査研究事業

みずほ情報総研株式会社（報告書A 4版 158頁）

事業目的

平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、30年の制度改正を見据えて、29年5月より、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を設置し、様々な議論がなされてきたところ、同年12月に同部会報告書が取りまとめられた。当該報告書では、「成年後見制度（後見、補佐、補助）や日常生活自立支援事業の対象となるまでには至らずとも、家計管理とまではいえなくとも金銭管理が必要な人が生じてきており、その対応を行うべき」との指摘がなされた。

そこで、本調査研究事業は、自立相談支援事業や家計改善支援事業等において金銭管理等の支援が必要な者の対象者像を明らかにするとともに、そうした者が抱える課題や支援のあり方等を分析することにより、今後の対応の検討に当たっての基礎資料とすることを目的として実施した。

事業概要

本事業は上記目的を達成するために、以下のとおり実施した。

なお、本事業では、「金銭管理等の支援」を次の通り定義のうえ調査を実施した。

- 「福祉サービス・医療サービスの利用手続」、「日常的なお金の出し入れ」、「日常的な金銭や通帳の預かり」等、契約やお金の管理に係る支援。
- 必ずしも生活困窮者自立支援制度の枠組み内で想定されている支援・援助とは限らない。

（1）検討会の開催

調査の設計・分析、並びに自立相談支援事業等において金銭管理等の支援が必要な者への対応のあり方を検討し、報告書を取りまとめることを主眼として、学識経験者や自立相談支援事業や家計改善支援事業の実務者等）により構成される検討会を設置し、4回運営した。

《検討会委員》（敬称略、五十音順）※座長

氏名	所属等
大谷 心基	認定NPO法人抱樸 抱樸館北九州 館長
※平田 厚	明治大学専門職大学院法務研究科教授・弁護士
藤浦 久美	グリーンコープ生活協同組合連合会 家計改善支援スーパーバイザー
丸山 広子	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長
諸澤 博隆	川越市福祉部生活福祉課 自立相談支援担当 主査
山田 勝弘	川越市自立相談支援センター 家計改善支援員

(2) 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者の対応に係る実態調査
 平成30年度に自立相談支援事業並びに家計改善支援事業を実施している政令指定都市・中核市・特別区・一般市の生活困窮者自立支援制度所管部署を対象として、成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめとした既存の制度や事業につなぐことができず、かつ自立相談支援事業や家計改善支援事業では十分に対応できない金銭管理等の支援が必要な支援対象者等の有無や対象者像、必要とされる支援内容等を明らかにし、今後の施策を検討するための基礎資料とすべく、アンケート調査を実施した。

(3) 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者の対応状況
 に関する事例調査

金銭管理等の支援が必要と判断される者の抱える課題等の状況や、そうした者への支援の状況等を把握し、自立相談支援事業等における金銭管理等の支援に係る課題や対応策の検討に役立てることを目的として、自治体を対象としたヒアリング調査を実施した。

(4) 日常生活自立支援事業における金銭管理等の実施状況に関する調査

自立相談支援事業等の支援対象者に近いと考えられる、日常生活自立支援事業の支援の状況や契約者の抱える課題等について把握し、自立相談支援事業等における「金銭管理等の支援が必要な者」の対象者像や「金銭管理等の支援が必要な者への具体的支援」の考え方等を検討するための基礎資料とすることを目的として、都道府県・市町村社会福祉協議会を対象としたヒアリング調査を実施した。

(5) 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者の対象者像
 と対応のあり方

(2)～(4)の調査結果を踏まえて素案を作成し、検討会での議論を経て、金銭管理等の支援が必要な者の対象者像や支援の実施状況、課題等について取りまとめた。

さらに、自立相談支援機関で支援の困難さを感じる人が多い者への支援のあり方として、調査結果のほか、依存症の方への支援に係る専門機関・専門家へのヒアリング調査を追加的に実施して、対応例や対応のポイント等を取りまとめた。

(6) 報告書の作成

検討会での議論や調査結果を取りまとめ、報告書を作成した。

調査研究の過程

(1) 検討会の開催

調査の設計・分析、並びに自立相談支援事業等において金銭管理等の支援が必要な者への対応のあり方を検討し、報告書を取りまとめるため、検討会を計4回開催した。

《検討会開催状況》

開催日	主な議題
第1回 令和元年 8月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画(案)、「金銭管理等の支援が必要と判断される者」の対象者像について 自立相談支援事業等における金銭管理が必要な者への対応に係る実態調査等各種調査の実施方針について 認定NPO法人抱樸における金銭管理支援等に関する取組紹介
第2回 令和元年 11月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者への対応に係る実態調査結果の報告 日常生活自立支援事業における金銭管理等の実施状況に関する

開催日	主な議題
	るヒアリング調査の報告
第3回 令和2年 2月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業における金銭管理等の実施状況に関するヒアリング調査の報告 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者の対応に係るヒアリング調査の報告 金銭管理等の支援が必要な者の対象者像と対応のあり方①と報告書とりまとめ方針
第4回 令和2年 3月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書とりまとめ 今後のスケジュール

(2) 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者の対応に係る実態調査調査対象、調査方法等は次のとおり。

調査対象	平成30年度に自立相談支援事業並びに家計改善支援事業を実施している政令指定都市・中核市・特別区・一般市の生活困窮者自立支援制度所管部署 計359団体(悉皆)
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子ファイル(Excel形式)によるEメールでの送付・回収 ○ Eメール送付方法は、政令指定都市並びに中核市に対しては直接送付、特別区並びに一般市に対しては都道府県経由での送付
調査実施期間	令和元年8月28日～9月13日
回収数・回収率	292団体(81.3%)

(3) 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者の対応状況に関する事例調査

調査対象は、(2) 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者の対応に係る実態調査の回答が得られた自治体の中から、金銭管理等の支援が必要と思われる相談受付者に対して、支援対象者に占める金銭管理等の支援が必要な者の割合が高く、本人の状況に応じた様々な対応を図っている自治体より、地域や都市規模、自立相談支援事業等の設置運営形態等を考慮し選定した。調査対象、調査方法等は次のとおり。

調査方法	訪問ヒアリング調査
調査実施期間	令和元年11月～2年1月

《調査対象》

調査対象自治体	自立相談支援事業・家計改善支援事業の設置運営形態
東京都世田谷区	自立：直営＋委託(社会福祉協議会＋(株)パソナ) 家計：委託(社会福祉協議会)
新潟県上越市	自立：委託(労働者福祉協議会) 家計：委託(労働者福祉協議会)
福井県坂井市	自立：直営＋委託(社会福祉協議会) 家計：委託(社会福祉協議会)
大阪府大阪市城東区	自立：委託(社会福祉協議会) 家計：委託(社会福祉協議会)
鹿児島県始良市	自立：委託(社会福祉協議会) 家計：委託(社会福祉協議会)

(4) 日常生活自立支援事業における金銭管理等の実施状況に関する調査

調査対象は、社会福祉法人全国社会福祉協議会による協力のもと、都道府県社会福祉協議会または市区町村社会福祉協議会から、日常生活自立支援事業の実利用人数が多いところ、自立相談支援事業等からのつながりにより日常生活自立支援事業の契約に至った人数が多いところ3か所を抽出した。調査対象、調査方法等は次のとおり。

調査方法	訪問ヒアリング調査
調査実施期間	令和元年9月～10月

《調査対象》

団体種別	調査対象
都道府県社会福祉協議会	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人山形市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会

(5) 自立相談支援事業等における金銭管理等の支援が必要な者の対象者像

と対応のあり方

(2)～(4)の調査結果を踏まえて素案を作成し、検討会での議論を経て、金銭管理等の支援が必要な者の対象者像や支援の実施状況、課題等について取りまとめた。

さらに、自立相談支援機関で支援の困難さを感じる人が多い者として、金銭管理等の支援が必要と考えられる者のうち、本人が日常生活自立支援事業等の利用を拒み、自立相談支援機関で支援をしている者や、何らかの依存傾向がみられて、金銭管理等の支援とともに回復支援が必要な者への支援について、日々の支援で苦慮している様子が明らかとなったことから、依存症の方への支援に係る専門機関・専門家へのヒアリング調査を追加的に実施して、対応例や対応のポイント等を取りまとめた。ヒアリング調査は1月～2月に実施し、対象は次のとおりである。

《調査対象》

専門機関・専門家	略歴・概要等
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の相談拠点として、電話相談、個別相談のほか、本人及び家族の支援等全般を実施
水澤都加佐氏	Healing & Recovery Institute HRI水澤都加佐 カウンセリングオフィス 代表 依存症全般（何かにのめり込む病、アルコール問題や薬物問題、人間関係、買い物、ギャンブル等）に精通し、様々な問題のカウンセリングやプログラムを実施

(6) 報告書の作成

検討会での議論や調査結果を取りまとめ、報告書を作成した。

事業結果

本調査研究で実施した各種調査結果から、金銭管理等の支援が必要な者の対象者像や支援の実施状況、課題等について、次のことが明らかとなった。

1. 「家計に問題がある」相談受付者の4割弱に金銭管理等の支援が必要。金銭管理等の支援が必要な対象者には、高齢者、男性、地域で孤立している8050家庭の40～50歳代等の稼働年齢層、単身等、支えてくれる人とのつながりが希薄な者が多い。

2. 金銭管理等の支援が必要な対象者が抱える生活課題は、支払の滞納や多重債務・過重債務のほか、何らかの依存傾向がみられる者が多い。生活課題を抱えるに至った背景要因は、障害や障害の疑いのほか、本人の資質や性格、障害、認知症等が複合的に絡みあった結果として生じている場合もある。
3. 金銭管理等の支援が必要と判断された相談受付け者への対応は、他制度につながらず、自立相談支援事業等で支援しているケースが大半。他制度等へのつなぎの必要性を判断するアセスメントの視点は、自力でできるようになるかがポイント。庁内外の連携や地域資源の開拓、ネットワークづくり等、地域づくりに取り組むことが有効。
4. 自立相談支援事業等で行われている金銭管理等の支援は多岐にわたる。しかし、支援対象者の中には通帳の預かりや支払手続等にまで踏み込んだ支援が望ましいと考えられる者もあり、十分な支援を行うことが難しい場合もある。
5. 金銭管理等の支援が必要な者のうち、自立相談支援機関で特に支援に当たって課題意識を感じているのは、本人が日常生活自立支援事業等の利用を拒むために生活困窮者自立支援制度の枠組みで支援をしている者や何らかの依存傾向がみられる者が多い。特に、依存傾向のある者への金銭管理等の支援に当たっては、支援のあり方、関係機関や医療との連携等課題が多い。

上記の結果より、金銭管理等の支援が必要と考えられる者のうち、本人が日常生活自立支援事業等の利用（金銭管理等の支援）を拒み、自立相談支援機関で支援をしている者や、何らかの依存傾向がみられて、金銭管理等の支援とともに回復支援が必要な者への支援について、日々の支援で苦慮している様子が明らかとなったことから、これらの者への支援を行うに当たっての対応例や対応のポイントをまとめた。

◇ 本人が金銭管理等の支援を拒む場合

- 金銭管理等の支援を行うことができなくても、特定非営利活動法人抱樸の自主事業として実施している日常生活支援のように、本人との関わりを継続することで、本人との信頼関係を維持・構築し、早期にリスクを察知していくような支援を継続していくことができる。
- 金銭管理等の支援は行っていないが、東京都世田谷区や大阪府大阪市城東区では、自立相談支援機関での丁寧な相談支援により関係構築を図り、継続的な支援をしている中で、本人の状況等をみながら、適切なタイミングで他制度につないでいる。
- また、自立相談支援事業としての支援すら拒む場合でも、例えば福井県坂井市が行っているように、多機関による包括的支援体制構築事業等を活用した支援体制の構築や、支援会議の枠組みを活用した個別ケース会議の実施、地域住民による見守り等で、つながりを維持することもできる。

◇ 依存傾向がみられて、金銭管理等の支援とともに回復支援が必要な場合

- 依存症支援等に係る専門機関・専門家へのヒアリング調査結果より、（１）依存症（嗜癖）の性質、（２）依存傾向からの回復段階、（３）依存傾向がみられる者への支援の基本的な考え方（①初期介入の基本、②アセスメントのポイント、③相談支援員等が理解しておくべきポイント）、（４）自立相談支援機関の相談支援員等が把握し、連携すべき機関等についてポイントをまとめた。

事業実施機関

みずほ情報総研株式会社
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3
TEL : 03 (5281) 5404